

法人県民税・事業税、特別法人事業税(地方法人特別税)の申告について

◆ 申告書類・添付書類の提出

令和6年9月
宮 崎 県

1 確定申告書の提出期限

事業年度又は連結事業年度終了の日から2ヶ月以内に申告納付を行う必要があります。期限内の申告納付をお願いいたします。
なお、提出期限の延長承認を受けている場合でも、延長期間中は延滞金が発生しますのでご注意ください。

2 関係書類の添付

確定申告書の提出の際には、次の区分ごとに必要な書類を添付してください。これらの様式は宮崎県のホームページからダウンロードできます。なお、下記以外の書類の提出が必要な場合もありますので、詳しくは各県税・総務事務所へお問い合わせください。

区 分		添 付 書 類
繰越欠損金の控除をする法人		・欠損金額等及び災害損失金の控除明細書(第6号様式別表9)
複数の都道府県に事務所等を有する法人		・課税標準の分割に関する明細書(第10号様式)
法人税で欠損金の繰戻しによる還付を受ける法人		・控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書(第6号様式別表2の5)
外国関係会社に係る控除対象所得税額相当額及び個別控除対象所得税額相当額を法人税割額から控除する場合		・外国関係会社に係る控除対象所得税額相当額及び個別控除対象所得税額相当額の控除に関する明細書(第7号様式)
外国の法人税等の額を法人税割額から控除する場合		・外国の法人税等の額の控除に関する明細書(第7号の2様式) ・控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の計算に関する明細書(第7号の2様式別表1) ・控除限度額の計算に関する明細書(第7号の2様式別表2)
特定寄附金を支出して税額から控除する法人		・特定寄附金を支出した場合の税額控除の計算に関する明細書(第7号の3様式) ・領収書の写し
収入金額課税法人	全ての収入金額課税法人	・決算関係書類(損益計算書・貸借対照表)、法人税法施行規則様式別表4の写し
	電気供給業(送配電事業)及びガス供給業	・収入金額に関する計算書(電気供給業及びガス供給業)(第6号様式別表6)
	電気供給業(発電事業・小売電気事業)	・所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)、又は付加価値額及び資本金等の額の計算書(第6号様式別表5の2) ※電気供給業とその他の事業(所得等課税事業)を併せて行う場合は、それぞれの事業に係る課税標準額を明らかにするため、それぞれの事業ごとに別表の提出が必要となります。また、この場合、課税標準額の計算の別を明らかにした計算書(様式任意)を併せて添付してください。なお、この計算書の例は宮崎県ホームページに掲載しています。 ・収入金額に関する計算書(電気供給業及びガス供給業)(第6号様式別表6)
	生命保険会社等	・収入金額に関する計算書(生命保険会社又は外国生命保険会社等)(第6号様式別表7)
	損害保険会社等	・収入金額に関する計算書(損害保険会社若しくは外国損害保険会社等又は少額短期保険業者)(第6号様式別表8)
	非課税事業と課税事業を併せて行う法人 (特定の農事組合法人の農業、林業、鉱物の採掘事業)	・所得金額に関する計算書(第6号様式別表5)
宮崎県に主たる事務所等が所在する法人	宮崎県に主たる事務所等が所在する法人	・決算関係書類(損益計算書・貸借対照表)、法人税法施行規則様式別表1及び4の写し
	社会保険診療を行う医療法人等	・医療法人等計算書、・介護保険のサービスの種類と計算区分表(介護保険法関連収入がある場合)
通算法人	全ての通算法人	・課税標準となる個別帰属法人税額又は法人税額に関する計算書(第6号様式別表1)
	控除対象個別帰属調整額が発生、又は当該額を法人税割課税標準額から控除する場合	・控除対象個別帰属調整額の控除明細書(第6号様式別表2)
	控除対象個別帰属額が発生、又は当該額を法人税割課税標準額から控除する場合	・控除対象個別帰属税額の控除明細書(第6号様式別表2の2)
	法人税で欠損金繰戻しによる還付を受ける法人	・控除対象還付法人税額又は控除対象個別帰属還付税額の控除明細書(第6号様式別表2の3)
外形標準課税法人	全ての外形標準課税法人	・付加価値額及び資本金等の額の計算書(第6号様式別表5の2) ・決算関係書類(損益計算書・貸借対照表)
	宮崎県に主たる事務所等が所在する法人	・報酬給与額に関する明細書(第6号様式別表5の3) ・純支払利子に関する明細書(第6号様式別表5の4) ・純支払賃借料に関する明細書(第6号様式別表5の5)
	労働者派遣等を受ける法人又は行う法人	・労働者派遣等に関する明細書(第6号様式別表5の3の2)
	特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人	・付加価値額に関する計算書(第6号様式別表5の2の2) ・資本金等の額に関する計算書(第6号様式別表5の2の3)
	収入金額課税事業を併せて行う法人又は無償増資・無償減資を行う法人	・資本金等の額に関する計算書(第6号様式別表5の2の3)
	持株会社に係る特例の適用を受ける法人	・特定子会社の株式等に係る控除額に関する計算書(第6号様式別表5の2の4)
	給与等の引上げ及び設備投資を行なった場合の付加価値額の控除を受ける法人	・給与等の引上げ及び設備投資を行なった場合の付加価値額の控除に関する明細書(第6号様式別表5の6の2)

◆ 申告と納付 について

申告の種類		納める税額			申告と納税の 期限
		法人県民税	法人事業税	地方法人特別税	
中 間 申 告	予定申告	$\begin{array}{l} \text{前事業年度の} \\ \text{法人税割額} \end{array} \times 6 \div \begin{array}{l} \text{前事業年度の} \\ \text{月数} \end{array} \\ + \begin{array}{l} \text{均等} \\ \text{割額} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{算定期間中に} \\ \text{事務所等を有} \\ \text{していた月数} \end{array} \div 12$	$\begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{の税額} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{の月数} \end{array} \times 6$	$\begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{の税額} \end{array} \div \begin{array}{l} \text{前事業年度} \\ \text{の月数} \end{array} \times 6$	事業年度開始の日 以後6ヶ月を経過 した日から2ヶ月 以内
	仮決算に 基づく 中間申告	$\begin{array}{l} \text{法人税額} \times \text{税率} \\ + \text{均等割額} \end{array}$	$\begin{array}{l} \text{仮決算の所得} \\ \text{(収入) 金額} \times \text{税率} \end{array}$	$\begin{array}{l} \text{仮決算の所得(収入)割} \\ \text{額に対して課税される法} \\ \text{人事業税額} \\ \times \text{税率} \end{array}$	
確定申告		$\begin{array}{l} \text{法人税額} \times \text{税率} \\ + \text{均等割額} - \text{中間納付額} \end{array}$	$\begin{array}{l} \text{所得(収入) 金額} \\ \times \text{税率} - \text{中間納付額} \end{array}$	$\begin{array}{l} \text{所得(収入)割額に対して課税} \\ \text{される法人事業税額} \\ \times \text{税率} - \text{中間納付額} \end{array}$	事業年度終了の日から 2ヶ月(会計監査人の 監査を受けるなどの理 由等により延長の適用 を受けている法人につ いては当該期限) 以内

※外形標準課税法人の場合は、仮決算に基づく中間申告及び確定申告では所得(収入)割額、付加価値割額、資本割額の合算額を申告納付します。

※中間申告は、事業年度が6ヶ月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人がすることになっています。ただし、外形標準課税法人又は収入金額課税法人は法人税の中間申告額が10万円以下であっても、法人事業税の中間申告が必要です。

※収益事業を行っていないNPO法人等の均等割のみを課税される法人は、毎年4月30日までに法人県民税(均等割)の申告と納税をすることになっています。

※収益事業を行っていないNPO法人は均等割の減免制度があります。収益事業の開始や廃止をした場合、減免の対象となる期間が異なりますので、詳しくは所管の県税・総務事務所へお問い合わせください。

◆ 税率

1 法人県民税

(1)均等割の税率(※月割計算で端数が生じた場合は100円未満切り捨て)

法 人 等 の 区 分		税 率
1	2～5以外の法人	年額 21,000円
2	資本金等の額が1千万円を超え 1 億円以下の法人（公共法人等を除く。）	年額 52,500円
3	資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人（ " ）	年額 136,500円
4	資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人（ " ）	年額 567,000円
5	資本金等の額が50億円を超える法人（ " ）	年額 840,000円

※公共法人等、収益事業を行っている人格のない社団等、一般社団法人及び一般財団法人(非営利型法人を含む。)等については1の税率によります。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度における「資本金等の額」については、無償減資・資本準備金の取り崩し額(欠損てん補等)を控除するとともに、無償増資の額を加算する措置が講じられます。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度において、「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合算額又は出資金の額に満たない場合は、当該額(「資本金」と「資本準備金」の合算額又は出資金の額)を均等割の税率区分の基準とします。

※平成18年4月1日以後に開始する事業年度から均等割額について5%の超過課税(森林環境税)を実施しています。

(2) 法人税割の税率

法 人 等 の 区 分		税 率	
		平成26年10月1 日以後に開始す る事業年度	令和元年10月1 日以後に開始す る事業年度
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社		4.0 % ※	1.8% ※
資本金の額又は出資金の額が	法人税額が年1千万円を超えるとき		
1億円以下の法人	法人税額が年1千万円以下のとき	3.2 %	1.0%

※県では、社会保障関係費や公共施設等の老朽化対策に要する経費の財源確保を目的として、法人県民税の法人税割について、0.8%の超過課税を実施しています。

2 法人事業税

● 普通法人

法人等の区分	課税標準	税率	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事業所等を有する普通法人	所得金額	6.7%	7.0%
上記以外の普通法人	所得のうち、年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち、年400万円を超え800万円以下の金額	5.1%	5.3%
	所得のうち、年800万円を超える金額	6.7%	7.0%

● 特別法人

特別法人とは、法人税法第2条第7号に規定する協同組合等と医療法人をいいます。
(協同組合、信用金庫、医療法人等)

法人等の区分	課税標準	税率	
		平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事業所等を有する特別法人	所得金額	4.6%	4.9%
上記以外の特別法人	所得のうち、年400万円以下の金額	3.4%	3.5%
	所得のうち、年400万円を超える金額	4.6%	4.9%

● 収入金額課税法人、収入金額等課税法人

法人等の区分		課税標準	税 率	令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度			令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度		令和4年4月1日以後に開始する事業年度	
電気供給業	送配電事業を営む法人	収入金額	収入割	1.0%						
	資本金1億円超の発電事業等・小売電気事業等を営む法人	収入金額	収入割	1.0%		0.75%				
		付加価値額	付加価値割	—		0.37%				
		資本金等の額	資本割	—		0.15%				
	資本金1億円以下の発電事業等・小売電気事業等を営む法人	収入金額	収入割	1.0%		0.75%				
		所得金額	所得割	—		1.85%				
ガス供給業、保険業、貿易保険業		収入金額	収入割	1.0%						
特定ガス供給業		収入金額	収入割	—					0.48%	
		付加価値割	付加価値割	—					0.77%	
		資本金等の額	資本割	—					0.32%	

※所得等課税事業、収入金額課税事業(電気供給業のうち送配電事業を営む法人・ガス供給業等)又は収入金額等課税事業(電気供給業のうち発電事業等・小売電気事業等)のうち、複数の部門の事業を併せて行っている場合は、事業部門毎にそれぞれの課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額により申告納付していただくことになります。

※ガス供給業について、令和4年4月1日以後に開始する事業年度においては、導管ガス供給業に限ります。

※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、ガス事業法に規定するガス製造事業者のうち、特別一般ガス導管事業者の供給区域内において同法に規定するガス製造事業の用に供する液化ガス貯蔵設備を維持し、及び運用する法人が行うガス供給業のうち、導管ガス供給業以外の事業については【収入割+付加価値割+資本割】での課税となりました。

● 外形標準課税法人 外形標準課税法人とは、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人をいいます。

法人／割の区分		課税標準	税率		
			平成28年4月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
付加価値割		付加価値額	1.2%		
資本割		資本金等の額	0.5%		
所得割	3以上の都道府県に事業所等を有する外形標準課税法人	所得金額	0.7%	1.0%	
	上記以外の外形標準課税法人	所得のうち、年400万円以下の金額	0.3%	0.4%	1.0%
		所得のうち、年400万円を超え800万円以下の金額	0.5%	0.7%	
		所得のうち、年800万円を超える金額	0.7%	1.0%	

※申告の際、貸借対照表及び損益計算書を添付していただきますが、令和2年4月1日以降に開始する事業年度に係る法人税の申告をe-Taxにより行い、貸借対照表及び損益計算書に記載すべきものとされる事項をe-Taxで提供した場合は、法人事業税においても貸借対照表等の提出があったものとみなされます。

※令和2年4月1日以後に開始する事業年度に係る納税申告書及び添付書類を提出する場合、eLTAXにより申告しないときは不申告として取り扱われます。

3 地方法人特別税 ※令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって廃止。

法人等の区分	課税標準	税率
外形標準課税対象法人	基準法人所得割額	414.2%
外形標準課税対象法人以外の法人		43.2%
収入割額によって法人事業税を課税される法人	基準法人収入割額	43.2%

4 特別法人事業税 ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度に適用。

法人等の区分		課税標準	税率		
			令和元年10月1日から令和2年3月31日までに開始する事業年度	令和2年4月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税対象法人		基準法人所得割額	260.0%		
所得割額によって法人事業税を課税される特別法人			34.5%		
所得割額によって法人事業税を課税される法人			37.0%		
収入割額によって法人事業税を課税される法人	発電事業 小売電気事業 特定卸供給事業	基準法人収入割額	30.0%	40.0%	
	特定ガス供給業		— 62.5%		
	上記以外の法人		30.0%		

◆ その他

●修正申告・更正の請求について

確定申告内容に誤りがあった場合は、修正申告（税額を少なく申告していたとき）、更正の請求（税額を多く申告していたとき）を行ってください。

●法人設立届の届出事項に変更が生じた場合について

法人設立（設置）届の届出事項に変更が生じた場合は、遅延なく法人異動届を提出してください。添付書類は異動事由ごとに異なりますので法人異動届を御確認ください。

●災害等による期限の延長について

災害その他やむを得ない理由により、期限までに申告や納付ができないときは、所管する県税・総務事務所に申請を行うことにより、個別の期限延長が認められる場合があります。

◆ お問い合わせ先 御質問・御相談は、各県税・総務事務所へお問い合わせください。

事 務 所 名	電 話 番 号	管 轄 区 域
宮崎県税・総務事務所	0985-26-7274	宮崎市、国富町、綾町
日南県税・総務事務所	0987-23-7136	日南市、串間市
都城県税・総務事務所	0986-23-4589	都城市、三股町
小林県税・総務事務所	0984-23-3194	小林市、えびの市、高原町
高鍋県税・総務事務所	0983-23-0213	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
日向県税・総務事務所	0982-52-4147	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町
延岡県税・総務事務所	0982-35-1811	延岡市、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

お 知 ら せ

申告書等の様式や納付書などは、宮崎県のホームページからダウンロードできますのでご利用ください。

● ダウンロードページ

宮崎県 法人申告書

検索



(<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/zeimu/kense/shinse-todokede/20181203113950.html>)